3年 政経 07

自由権

基礎 発展 時事
出題頻度★★★★☆

組　番　名前

自由権といっても、３つの自由に分類される。そこからさらに細かい分類もあり、情報量の多い単元となります。ひとつひとつの自由を、判例などと併せて理解していきましょう。

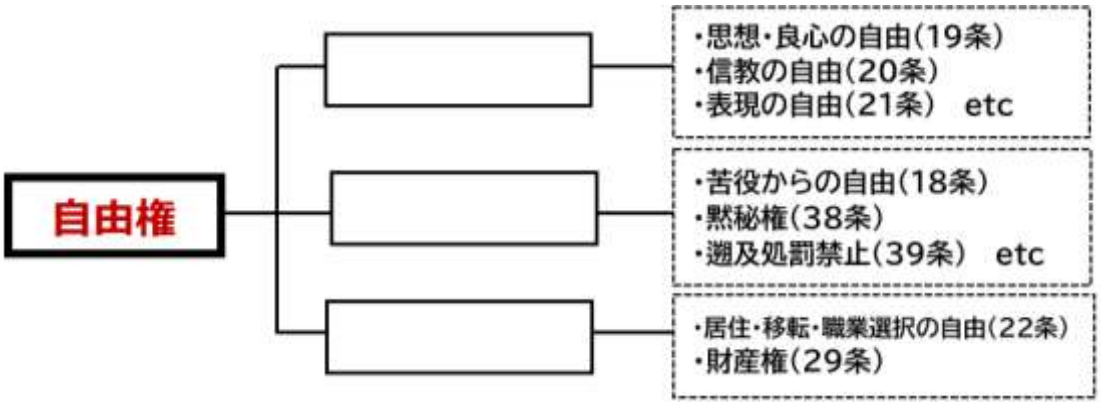

（Ⅰ）精神の自由

思想・良心の自由(19 条)、**信教**の自由(20 条)、[1　　]の禁止(21 条)、**学問**の自由(23 条)
集会・結社・言論・出版その他一切の**表現**の自由および[2　　]の秘密の保障(21 条)

これらが精神の自由に属するものである。戦前にこれらの自由が蹂躙された歴史を踏まえ、
この自由の制限は最小限でなければならないと規定されている。　※蹂躙(じゅうりん)＝ふみにじること

■思想・良心の自由（第 19 条）　**【判例】三菱樹脂事件(1973)**：思想・信条を理由とした本採用の拒否は思想良心の自由の侵害にあたるかが争点

■表現の自由（第 21 条）：[3　　]の禁止。[4　　]の秘密を保障。

→ **公権力が表現の自由を規制すること。**
（例）テレビ番組の内容を事前に審査し、放送を禁ずること

【判例】東京都公安条例事件(1960)：デモの許可制は検閲にあたる？
チャタレー事件(1957)：小説の内容が猥褻か否か？

■学問の自由（第 23 条）：研究活動の自由、教授の自由、**大学の自治**を保障
例）戦前　滝川事件（1933）天皇機関説事件（1935）などで
学問の侵害がおこなわれた反省を生かし、日本国憲法で明文化。
【判例】東大ポポロ事件(1963)：大学構内へ警察が侵入

■信教の自由（第 20 条）
・[5　　]の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

特定の宗教を国が支援することでどんなことが起こるだろう･･･？歴史を思い返してみよう。
例 1）江戸時代･･･[　　]を実施し[　　]信者を弾圧
例 2）戦前の日本･･･[　　]が事実上国教化され、一部の宗教が弾圧

NEWS 旧統一教会問題(2022)

2022 年 7 月に発生した安倍晋三元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「霊感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であり、国によってはカルト教団として指定されていることもある危険な団体。そのような団体と、自民党議員を中心とする国会議員との間に接点が多く見つかったことで、メディアにも大きく取り上げられた。
そもそも政治と宗教団体が接点を持っているだけでも、**政教分離の原則**に反する事態であり、
その宗教団体が国民に危険を及ぼす存在であれば尚更、批判を受けるのも当然である。

政教分離の原則に関連する判例は多く、入試でも頻出であるため、丁寧に理解しておこう。

津地鎮祭訴訟（1977最高裁）

信教の自由

内　容	津市が市の体育館起工式を神道形式でおこない、その費用を公費（税金）から出したことは、憲法20条「信教の自由」で禁止されている「政教分離の原則」に反していないか。
構　図	A 違反ではない：この地鎮祭に対して、そこまでの宗教的意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：神道という宗教的行事に公費（税金）を投入したのは、国と宗教の癒着にあたり違反である
判　決	合憲　A の勝ち　地鎮祭の目的はあくまで世俗的（伝統的）なものであって特定の宗教への援助を促進し、干渉を加えたとまではいえない。よって、この事例では「政教分離の原則」に違反していないと判断。

愛媛玉ぐし料訴訟（1997最高裁）

信教の自由

内　容	愛媛県が、公金(税金)から靖国神社と県護国神社に対して、玉ぐし料（神前に捧げる金品）を支出。公的な機関(愛媛県)が特定宗教へ資金提供したことは、「政教分離の原則」に反するとして訴訟。
構　図	A 違反ではない：この行為に対して、そこまでの宗教的な意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：靖国神社という場所は極めて宗教的意義を強く持つ場所であり、特定の宗教への援助といえる
判　決	違憲　B の勝ち　靖国神社は戦没者などの霊を祀り、軍国主義を象徴する宗教的意義の強い神社である。よって、この神社へ公費を支出した事例は特定宗教への援助とみなし、「政教分離の原則」に違反と判断。

砂川政教分離訴訟（2010最高裁）

信教の自由

内　容	北海道砂川市が、市有地を神社の敷地として町内会に無償で提供した事例について、砂川市と神社との癒着だとして訴訟を起こした。
構　図	A 違反ではない：この行為に対して、そこまでの宗教的な意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：神社という場所は宗教的意義のある施設であり特定の宗教への援助といえる
判　決	違憲　B の勝ち　この神社は明らかな宗教的施設であり、一般人の目から見ても、市が特定の宗教に対して特別な対応を取ったと評価されてもやむを得ないと判断。

※平和主義の判例にある「砂川事件」は東京都砂川町の話であり無関係なので注意！

（Ⅱ）身体の自由

身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないよう、被疑者や刑事被告人に対する権利を保障。

①[6　　]…　いかなる行為が犯罪で、それにいかなる刑罰が科されるかは、あらかじめ法律で定められていなければならない。
② 奴隷的拘束及び苦役からの自由（第 18 条）　…　人格を無視した非人道的な自由の拘束を禁止
③[7　　]主義（第 33 条、35 条）…　**現行犯以外**の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
④ 法定手続の保障（第 31 条）…　法律で定められた手続きなしに、自由が奪われないこと。
⑤ 不法に抑留・拘禁されない権利（第 34 条）
⑥ 弁護人依頼権（第 34・37 条）：経済的な理由で弁護人を依頼できない場合、国費で弁護人がつく。
⑦ 拷問及び残虐な刑罰の禁止（第 36 条）
⑧[8　　]の保障（第 38 条）･･･　自己に不利益な自白を強要されない。

これらの原則は、明治憲法の時代に人身の自由がしばしば侵害されていたことへの反省からきている。
また、罪のない人を有罪としてしまう[9　　]が問題となっており、慎重に裁判を進める必要がある。

■刑事裁判の原則：「疑わしきは罰せず」・「疑わしきは　　に」

○[9　　]…有罪が確定するまで、被告人は無罪であると推定される。
○[10　　]の禁止（第 39 条）：後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
○[11　　]（第 39 条）：判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
※被告人に不利益な場合（本当は有罪なのに無罪判決）のやり直しを禁止するものであり、万が一、冤罪の疑いなどがあった時は再審をする制度もある。
○ **証拠主義**　…裁判は証拠に基づいて行われる
○ 唯一の証拠が[12　　]の場合、有罪とされない。（第 38 条）

Column　起訴されたら 99.9％有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は99.1～99.9％。つまり被疑者として逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、
無罪とされる可能性のある事件については、
起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、
「起訴＝有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」というドラマがあったが、
0.1％の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を
描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続き上の原則
被疑者	逮捕 ↓	警察	＊**推定無罪の原則**：有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる ＊**令状主義**：強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
被疑者	送検 ↓ 勾留 ↓ 不起訴	検察	＊**黙秘権**：自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利 ＊**弁護人依頼権** 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴(釈放)が決定する **起訴されたら被告人となり、裁判を受ける**
被告人	起訴 ↓ 裁判 ↓ 無罪	裁判所	＊**裁判を受ける権利**：裁判所で迅速な裁判を受けることができる ＊**弁護人依頼権**：国選弁護人を選ぶ事ができる ＊**補強証拠の法則**：自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
受刑者	有罪	刑務所	＊**残虐な刑罰の禁止**

Think　死刑制度はなくすべき？

日本では絞首による死刑を最高刑としているが、世界中でこの制度の存廃が議論されている。
存続派→抑止力になる、遺族の悲しみへの配慮、更生したとしても殺された人は生き返らない
廃止派→死刑があっても犯罪は起きる、死刑になりたくて犯罪に走る者もいる、生きる権利の侵害、誤判があったときに取り返しがつかない、更生させる責任がある

（Ⅲ）経済の自由

① 居住・移転及び[13　　]の自由（第 22 条）
② [14　　]の保障（第 29 条）
③ 営業の自由

これらの自由は「[15　　]に反しない限り」という制限により規制されることもある。

■知的財産権 … 形がない情報やデザイン、アイデアなどの知的財産を、他人がみだりに濫用したり盗用したりすることがないよう、権利の保護が進められている。

例）・[16　　]：思想や感情の創作的表現物　・**意匠権**：デザインを保護
・[17　　]：発明を保護する　・**商標権**：営業標識を保護

2005　**知的財産高等裁判所**　…東京高裁の支部として設置

薬事法距離制限訴訟（1975最高裁）　職業選択の自由

内　容	薬局を開設しようとしたところ、一定の距離内に新しく薬局開設できないとする薬事法に基づき営業が認められなかった事例が発生。この薬事法の規定は職業選択の自由に反するとして訴訟を起こした。
構　図	A 薬事法の規定は正しい（薬局が近辺にありすぎると安い薬が出回る危険がある。この規定は合理的であり正しい） VS B 薬事法の規定は違法（この規定は合理的でなく、薬局を営業したい人の職業の自由を奪うことになる。）
判　決	違　憲　B の勝ち　「距離制限がなければ薬品の適正な供給ができない」という理屈は納得のいくものではなく、不合理であると判断。この規定は無効となった。

森林法共有林分割制限訴訟（1987最高裁）　財産権の自由

内　容	兄弟で2分の1ずつ保有していた森林を分割しようと請求したところ、過半数の所有がない者は分割請求が認められないと制限された。この森林法は財産権の侵害にあたるのではと訴訟を起こした。
構　図	A 森林法の規定は正しい（この規定は、森林の保有者が細分化されすぎて森林の保護が疎かにならないようにするため） VS B 森林法の規定は違法（Aの主張は理解できるが、過半数の所有がないといけない条件は限度を超えている）
判　決	違　憲　B の勝ち　森林の細分化を防止する規定は必要であるが、この規定によって目的が達成するかは疑問が生じる。不必要な規定であるとして、判決後に森林法186条は廃止された。

自由権

自由権といっても、３つの自由に分類される。そこからさらに細かい分類もあり、情報量の多い単元となります。ひとつひとつの自由を、判例などと併せて理解していきましょう。

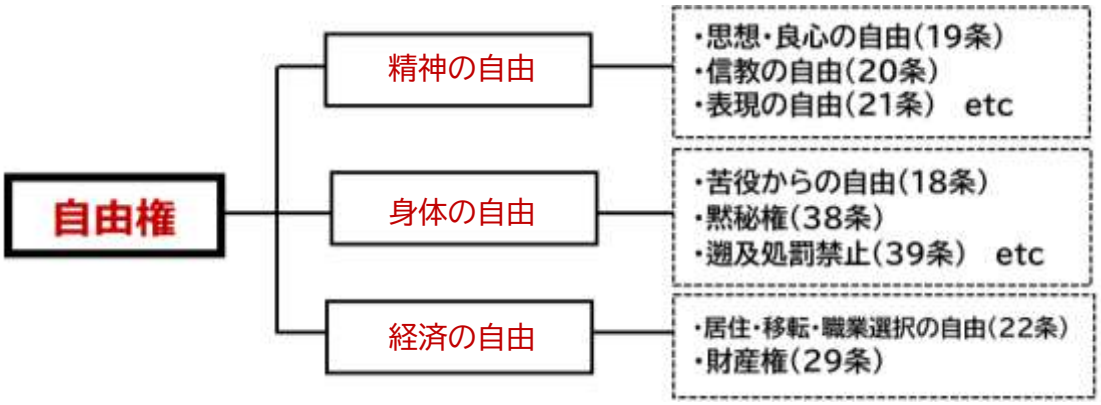

（Ⅰ）精神の自由

思想・良心の自由(19 条)、**信教**の自由(20 条)、[1　**検閲**　]の禁止(21 条)、**学問**の自由(23 条)
集会・結社・言論・出版その他一切の**表現**の自由および[2　**通信**　]の秘密の保障(21 条)

これらが精神の自由に属するものである。戦前にこれらの自由が蹂躙された歴史を踏まえ、
この自由の制限は最小限でなければならないと規定されている。　※蹂躙(じゅうりん)＝ふみにじること

■思想・良心の自由（第 19 条）　**【判例】三菱樹脂事件(1973)**：思想・信条を理由とした本採用の拒否は思想良心の自由の侵害にあたるかが争点

■表現の自由（第 21 条）：[3　**検閲**　]の禁止。[4　**通信**　]の秘密を保障。

→ **公権力が表現の自由を規制すること。**
(例) テレビ番組の内容を事前に審査し、放送を禁ずること

【判例】東京都公安条例事件(1960)：デモの許可制は検閲にあたる？
チャタレー事件(1957)：小説の内容が猥褻か否か？

■学問の自由（第 23 条）：研究活動の自由、教授の自由、**大学の自治**を保障
例）戦前　滝川事件（1933）天皇機関説事件（1935）などで
学問の侵害がおこなわれた反省を生かし、日本国憲法で明文化。
【判例】東大ポポロ事件(1963)：大学構内へ警察が侵入

■信教の自由（第 20 条）
・[5　**政教分離**　]の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

特定の宗教を国が支援することでどんなことが起こるだろう･･･？歴史を思い返してみよう。
例 1）江戸時代･･･[　**踏み絵**　]を実施し[　**キリスト教**　]信者を弾圧
例 2）戦前の日本･･･[　**神道**　]が事実上国教化され、一部の宗教が弾圧

NEWS 旧統一教会問題(2022)

2022 年 7 月に発生した安倍晋三元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「霊感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であり、国によってはカルト教団として指定されていることもある危険な団体。そのような団体と、自民党議員を中心とする国会議員との間に接点が多く見つかったことで、メディアにも大きく取り上げられた。
そもそも政治と宗教団体が接点を持っているだけでも、**政教分離の原則**に反する事態であり、
その宗教団体が国民に危険を及ぼす存在であれば尚更、批判を受けるのも当然である。

政教分離の原則に関連する判例は多く、入試でも頻出であるため、丁寧に理解しておこう。

津地鎮祭訴訟（1977最高裁）

信教の自由

内　容	津市が市の体育館起工式を神道形式でおこない、その費用を公費（税金）から出したことは、憲法20条「信教の自由」で禁止されている「政教分離の原則」に反していないか。
構　図	A 違反ではない：この地鎮祭に対して、そこまでの宗教的意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：神道という宗教的行事に公費（税金）を投入したのは、国と宗教の癒着にあたり違反である
判　決	合憲　A の勝ち　地鎮祭の目的はあくまで世俗的（伝統的）なものであって特定の宗教への援助を促進し、干渉を加えたとまではいえない。よって、この事例では「政教分離の原則」に違反していないと判断。

愛媛玉ぐし料訴訟（1997最高裁）

信教の自由

内　容	愛媛県が、公金(税金)から靖国神社と県護国神社に対して、玉ぐし料（神前に捧げる金品）を支出。公的な機関(愛媛県)が特定宗教へ資金提供したことは、「政教分離の原則」に反するとして訴訟。
構　図	A 違反ではない：この行為に対して、そこまでの宗教的な意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：靖国神社という場所は極めて宗教的意義を強く持つ場所であり、特定の宗教への援助といえる
判　決	違憲　B の勝ち　靖国神社は戦没者などの霊を祀り、軍国主義を象徴する宗教的意義の強い神社である。よって、この神社へ公費を支出した事例は特定宗教への援助とみなし、「政教分離の原則」に違反と判断。

砂川政教分離訴訟（2010最高裁）

信教の自由

内　容	北海道砂川市が、市有地を神社の敷地として町内会に無償で提供した事例について、砂川市と神社との癒着だとして訴訟を起こした。
構　図	A 違反ではない：この行為に対して、そこまでの宗教的な意義はなく、特定の宗教に援助したとは言えない　VS　B 政教分離に違反：神社という場所は宗教的意義のある施設であり特定の宗教への援助といえる
判　決	違憲　B の勝ち　この神社は明らかな宗教的施設であり、一般人の目から見ても、市が特定の宗教に対して特別な対応を取ったと評価されてもやむを得ないと判断。

※平和主義の判例にある「砂川事件」は東京都砂川町の話であり無関係なので注意！

（Ⅱ）身体の自由

身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないよう、被疑者や刑事被告人に対する権利を保障。

①[6　罪刑法定主義　]…　いかなる行為が犯罪で、それにいかなる刑罰が科されるかは、あらかじめ法律で定められていなければならない。
② 奴隷的拘束及び苦役からの自由（第 18 条）　…　人格を無視した非人道的な自由の拘束を禁止
③[7　令状　]主義（第 33 条、35 条）…　**現行犯以外**の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
④ 法定手続の保障（第 31 条）…　法律で定められた手続きなしに、自由が奪われないこと。
⑤ 不法に抑留・拘禁されない権利（第 34 条）
⑥ 弁護人依頼権（第 34・37 条）：経済的な理由で弁護人を依頼できない場合、国費で弁護人がつく。
⑦ 拷問及び残虐な刑罰の禁止（第 36 条）
⑧[8　黙秘権　]の保障（第 38 条）･･･　自己に不利益な自白を強要されない。

これらの原則は、明治憲法の時代に人身の自由がしばしば侵害されていたことへの反省からきている。
また、罪のない人を有罪としてしまう[9　冤罪　]が問題となっており、慎重に裁判を進める必要がある。

■刑事裁判の原則：「疑わしきは罰せず」・「疑わしきは　被告人の利益　に」

○[9　無罪の推定（推定無罪）　]…有罪が確定するまで、被告人は無罪であると推定される。
○[10　遡及処罰　]の禁止（第 39 条）：後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
○[11　一事不再理　]（第 39 条）：判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
※被告人に不利益な場合（本当は有罪なのに無罪判決）のやり直しを禁止するものであり、万が一、冤罪の疑いなどがあった時は再審をする制度もある。
○ **証拠主義**　…裁判は証拠に基づいて行われる
○ 唯一の証拠が[12　自白　]の場合、有罪とされない。（第 38 条）

Column　起訴されたら 99.9％有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は99.1～99.9％。つまり被疑者として逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、
無罪とされる可能性のある事件については、
起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、
「起訴＝有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」というドラマがあったが、
0.1％の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を
描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続き上の原則
被疑者	逮捕 ↓	警察	＊**推定無罪の原則**：有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる ＊**令状主義**：強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
被疑者	送検 ↓ 勾留 ↓ 不起訴	検察	＊**黙秘権**：自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利 ＊**弁護人依頼権** 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴（釈放）が決定する **起訴されたら被告人となり、裁判を受ける**
被告人	起訴 ↓ 裁判 ↓ 無罪	裁判所	＊**裁判を受ける権利**：裁判所で迅速な裁判を受けることができる ＊**弁護人依頼権**：国選弁護人を選ぶ事ができる ＊**補強証拠の法則**：自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
受刑者	有罪	刑務所	＊**残虐な刑罰の禁止**

Think　死刑制度はなくすべき？

日本では絞首による死刑を最高刑としているが、世界中でこの制度の存廃が議論されている。
存続派→抑止力になる、遺族の悲しみへの配慮、更生したとしても殺された人は生き返らない
廃止派→死刑があっても犯罪は起きる、死刑になりたくて犯罪に走る者もいる、生きる権利の侵害、誤判があったときに取り返しがつかない、更生させる責任がある

（Ⅲ）経済の自由

① 居住・移転及び[13　職業選択　]の自由（第 22 条）
② [14　財産権　]の保障（第 29 条）
③ 営業の自由

これらの自由は「[15　公共の福祉　]に反しない限り」という制限により規制されることもある。

■知的財産権 … 形がない情報やデザイン、アイデアなどの知的財産を、他人がみだりに濫用したり盗用したりすることがないよう、権利の保護が進められている。

例）・[16　著作権　]：思想や感情の創作的表現物　・**意匠権**：デザインを保護
・[17　特許権　]：発明を保護する　・**商標権**：営業標識を保護

2005　**知的財産高等裁判所**　…東京高裁の支部として設置

薬事法距離制限訴訟（1975最高裁）　職業選択の自由

内　容	薬局を開設しようとしたところ、一定の距離内に新しく薬局開設できないとする薬事法に基づき営業が認められなかった事例が発生。この薬事法の規定は職業選択の自由に反するとして訴訟を起こした。
構　図	A 薬事法の規定は正しい（薬局が近辺にありすぎると安い薬が出回る危険がある。この規定は合理的であり正しい） VS B 薬事法の規定は違法（この規定は合理的でなく、薬局を営業したい人の職業の自由を奪うことになる。）
判　決	違　憲　B の勝ち　「距離制限がなければ薬品の適正な供給ができない」という理屈は納得のいくものではなく、不合理であると判断。この規定は無効となった。

森林法共有林分割制限訴訟（1987最高裁）　財産権の自由

内　容	兄弟で2分の1ずつ保有していた森林を分割しようと請求したところ、過半数の所有がない者は分割請求が認められないと制限された。この森林法は財産権の侵害にあたるのではと訴訟を起こした。
構　図	A 森林法の規定は正しい（この規定は、森林の保有者が細分化されすぎて森林の保護が疎かにならないようにするため） VS B 森林法の規定は違法（Aの主張は理解できるが、過半数の所有がないといけない条件は限度を超えている）
判　決	違　憲　B の勝ち　森林の細分化を防止する規定は必要であるが、この規定によって目的が達成するかは疑問が生じる。不必要な規定であるとして、判決後に森林法186条は廃止された。